

## 臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書

日本国憲法は、第93条において、議事機関として議会を設置すること、首長及び議会の議員を住民が直接選挙することを求めており、地方公共団体の基本構造として、いわゆる二元代表制を採用している。

しかしながら、現行の地方自治法においては、議会の招集権は首長にのみ付与されており、議会に対しては一定の要件の下に臨時会の招集請求権が、議長及び議員に付与されているのみであり、議会がその主要な役割である執行機関の監視、政策提案等を十分に発揮するためには、本来議会は、議会の意思により開催されるようにすべきである。

これまで議会三団体が主張してきているように、議会の招集権を議長に付与することで、住民代表として議員が自律的に議論する場を設定できるようにすることが肝要であり、二元代表制の一翼としての議会の役割を担い責務を果たすためには、不十分な状況であると言わざるを得ない。

また、実際に議長等が臨時会の招集請求を行っても、首長が議会を招集しない事例も発生しており、このことは、二元代表制を採用している憲法及び地方自治法の趣旨を著しく損なうものであり、是正のための速やかな地方自治法の改正が必要となってきた。

このようなことから、議会の招集権が議長に付与されるまでの当分の間については、下記のいずれかの事項の早急な実現が図られるよう速やかな地方自治法の改正を強く要望する。

### 記

- 1 議会の構成及び議員等の提出による会議に付議すべき事件について、臨時会を招集する必要があると議長が認めるときは、その招集権を議長に付与すること。
- 2 地方自治法第101条第4項に規定する「20日」を超えても首長が議会を招集しない場合においては、議長にその招集権を付与すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 8月23日

鹿児島県霧島市議会

衆議院議長 横路 孝弘 殿  
参議院議長 西岡 武夫 殿  
内閣総理大臣 菅 直人 殿  
総務大臣 原口 一博 殿